

## 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、農山漁村における六次産業化の推進の重要性にかんがみ、農山漁村の重要な産業である農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を支援するための措置を講ずることにより、農林漁業経営の改善を図り、もって農林漁業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

### 第二 基本理念

一 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、それが農業者、林業者及び漁業者の所得の確保を通じて持続的な農林漁業の生産活動を可能とし、地域経済に活力をもたらすとともに、エネルギー源としての利用その他の農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、農山漁村の重要な産業である農林漁業の六次産業化を促進するため、地域の自然的経済的社会的条件に応じ、地域における創意工夫を生かしつつ、農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の

資源を有効に活用して主体的に行う取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その促進が図られなければならないものとする。

二 「農林漁業者等」による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に当たっては、農林水産物等又はこれを原材料とする新商品の生産又は販売に関する新技術の導入が重要であることにかんがみ、多様な主体による当該新技術の研究開発及びその成果の利用が推進されなければならないものとする。

(第二条関係)

### 第三 定義

一 「農林漁業者等」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）となっている法人を含む。）とするものとする。

二 「農林水産物等」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものとする。

三 「六次産業化」とは、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して

、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との融合を図る取組であつて、農山漁村の活性化に寄与するものとする事。

四 「農林漁業及び関連事業の総合化」とは、農林漁業の六次産業化を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産（農林水産物等を新商品の原材料として利用するために必要な収集その他の農林水産省令で定める行為を含む。以下同じ。）及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であつて、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したものとする事。

五 「総合化事業」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業であつて、次に掲げる措置を行うものとする事。

- (一) 自らの生産に係る農林水産物等（当該農林漁業者等が団体である場合にあつては、その構成員等の生産に係る農林水産物等を含む。（二）において同じ。）をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
- (二) 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
- (三) (一)及び(二)に掲げる措置を行うために必要な農業用施設、林業用施設又は漁業用施設の改良又は取得

、新規の作物又は家畜の導入、地域に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式の導入その他の生産の方式の改善

六 「研究開発・成果利用事業」とは、次に掲げる研究開発及びその成果の利用を行う事業であつて、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資するものとする。

(一) 新商品の原材料に適する新品種の育成、土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式又は農林水産物等の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発、品質管理の方法の開発その他の農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発

(二) 新商品の生産に要する費用の低減に資する生産の方式又は機械の開発、品質管理の方法の開発その他の新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発

七 「産地連携野菜供給契約」とは、農業者又は農業者の組織する団体（これらの者が主たる構成員等となつている法人を含む。以下同じ。）が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において締結する指定野菜の供給に係る契約（複数の産地の農業者又は農業者の組織する団体が連携して行う指定野菜の供給に係るものであつて、天候その

他やむを得ない事由により供給すべき指定野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）とするものとする事。

(第三条関係)

#### 第四 基本方針

- 一 農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする事。
- 二 基本方針においては、農山漁村における六次産業化の推進に関する基本的な事項、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向、総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項並びに農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項を定めるものとする事。
- 三 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする事。

(第四条関係)

#### 第五 総合化事業計画の認定等

- 一 農林漁業者等は、単独で又は共同して、総合化事業に関する計画（当該農林漁業者等が団体である場

合にあつては、その構成員等の行う総合化事業に関するものを含む。以下「総合化事業計画」という。  
）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

二 総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う措置に関する計画を含めることができるものとする。

三 農林水産大臣は、提出された総合化事業計画が基本方針に照らし適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

四 認定を受けた総合化事業計画の変更及び認定（変更の認定等を含む。）を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）の認定の取消しについて規定すること。

（第五条及び第六条関係）

## 第六 研究開発・成果利用事業計画の認定等

一 研究開発・成果利用事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、研究開発・成果利用事業に関する計画（以下「研究開発・成果利用事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その

研究開発・成果利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

二 主務大臣は、提出された研究開発・成果利用事業計画が基本方針に照らし適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

三 認定を受けた研究開発・成果利用事業計画の変更及び認定（変更の認定等を含む。）を受けた研究開発・成果利用事業計画（以下「認定研究開発・成果利用事業計画」という。）の認定の取消しについて規定すること。  
（第七条及び第八条関係）

## 第七 農業改良資金融通法の特例

一 認定総合化事業計画に従って行われる総合化事業（以下「認定総合化事業」という。）に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合において、当該措置に係る第五の二の農林漁業者等以外の者（以下「促進事業者」という。）が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用するものとする。

二 農業改良資金融通法第二条の農業改良資金であつて、第五の一の認定を受けた農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合におけるその構成員等及び促進事業者を含む。以下「認定農林漁業者等」

という。)が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間は十二年以内、据置期間は五年以内で株式会社日本政策金融公庫が定める期間とすること。  
(第九条関係)

#### 第八 林業・木材産業改善資金助成法の特例

一 認定総合化事業に林業・木材産業改善措置を支援するための措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を林業・木材産業改善措置とみなして、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用するものとする。

二 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)は十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること。及び据置期間は五年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること。  
(第十条関係)

#### 第九 沿岸漁業改善資金助成法の特例

一 認定総合化事業に沿岸漁業改善資金助成法の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を支援するための措置が含ま



れる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用するものとする。

二 沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間は、その種類ごとに、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること及び据置期間は、その種類ごとに、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること。

(第十一条関係)

## 第十 農地法の特例

認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（第六の一の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従つて農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなすもの等とすること。

(第十二条関係)

## 第十一 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例

認定総合化事業計画に従つて行われる草地の形質の変更であつて、酪農及び肉用牛生産の振興に関する

法律の規定による届出をしなければならないものについては、当該規定による届出をしたものとみなすもの等とすること。  
(第十三条関係)

## 第十二 都市計画法の特例

市街化調整区域内において認定総合化事業計画に従って行われる開発行為は、都市計画法第三十四条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなすもの等とすること。  
(第十四条関係)

## 第十三 食品流通構造改善促進法の特例

食品流通構造改善促進機構が、食品の製造等の事業を行う認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業計画に従って行われる研究開発・成果利用事業（以下「認定研究開発・成果利用事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること等の業務を行うことができるものとする事。  
(第十五条関係)

## 第十四 野菜生産出荷安定法の特例

認定総合化事業計画に従って産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う認定農林漁業者等については、当該認定農林漁業者等を登録生産者とみなして、野菜生産出荷安定法第十二条の規定を

適用するものとする。

(第十六条関係)

## 第十五 種苗法の特例

農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種に関する品種登録出願について、その出願者が一定の要件を満たす者であるときは、出願料を軽減し、又は免除することができるもの等とすること。

(第十七条関係)

## 第十六 国等の施策等

一 国及び地方公共団体は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、情報の提供、人材の育成、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

二 国は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化と併せて、農林漁業者等以外の者による農林漁業及び関連事業の総合化及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した新たな事業の創出を促進することが、農山漁村における六次産業化を推進し、農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすことにかんがみ、関係省庁相互間の連携を

図りつつ、この法律に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする事。

(第十八条関係)

三 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業に必要な資金の確保に努めるものとする事。

(第十九条関係)

四 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする事。

(第二十条関係)

第十七 報告の徴収及び罰則

認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設ける事。

(第二十一条及び第二十四条関係)

第十八 主務大臣等

この法律における主務大臣等について定める事。

(第二十二条関係)

第十九 権限の委任

この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令

で定めるところにより地方農政局長又は北海道農政事務所長に、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより地方支分部局の長に、それぞれその一部を委任することができるものとする事。

(第二十三条関係)

## 第二十 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。

(附則第二条関係)